

明海大学不動産学部

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第307回

こともあり、看板も不動産の一部と思つた次第である。

景観に関する条例は都道府県が制定すると考え、大阪府のサイトで屋外広告物の規制を調べた。その結果、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、八尾市、寝屋川市の区域とその他の府域で規制が異なっていた。これらの市は政令指定都市と中核市で市条例で規制する。

ミナミがある大阪市を調べると、

市の幅4.5m未満で1・5mが突出の上限である。路面から高さは2・5m以上なければならぬ。歩道がない場合、突出は1m以内で路面か



定期的安全確認が求められる

屋外広告物の安全確保

毎年夏休みは地元の大坂に帰省するが、3年生の今年はインターンシップで様々な企業を訪れ、忙しい時間を過ごした。地元の友人とも、探している業界や企業、大学院への進学など、真剣な話が増えて就職を強く意識するようになった。

友人と会うためにミナミの繁華街を歩いていた時、ふと疑問に思ったことがある。屋外看板、特に袖看板の違法性だ。繁華街の光景の一部として今まで違和感なく見ていたが、大学で不動産学を勉強している

中心の一部区域(大阪駅前、御堂筋、難波駅前、堺筋、土佐堀通、上町筋、中之島、長堀通、道頓堀川遊歩道)はそもそも広告物を設置できない。

繁華街に広告物が設置できないことにとても驚いた。

屋外広告物は条例が適用されない。

もの以外は許可が必要で、道路に突出する袖看板は、道路占用許可も必要となる。設置可能な寸法は歩道の

悪循環を絶つ遵法性の徹底を

実際に街を見ると、明らかに規定に合致しない袖看板もある。袖看板は建物から突出しているために落下

の高さは4・5m以上必要だ。

起する活動を行っているが、成果は乏しい。昼夜を問わず多くの立て看板が出ているために歩行者の通行が

困難となり、車道を歩かざるを得ない状況となる。車の交通量が多いことも相まって交通事故の件

数も増加する。悪循環を防ぐために看板の遵法性を徹底することが必要と考える。

教員のコメント

の危険性がある。道に人がいることを考へると、安全性を確認するための規制は当然である。また、公共の道路上の空間を私企業が使つたために道路占用許可を取得し、許されたに道路占用許可を取得し、許された範囲の利用とすることも当然である。

暴風雨による重量物の飛散や倒壊が自然災害を増幅している。屋外看板は建物の一部だが構造計算の対象外で、建築確認の範囲外である。日本では建築確認の範囲外である。日本では定期的な安全確認が必要である。



金子 信孝

不動産学部3年